

国立大学法人富山大学特命理事給与規則

令和 6 年 3 月 26 日 制定

令和 7 年 3 月 4 日 改正

（目的）

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学特命理事規則第 5 条に基づき、国立大学法人富山大学の特命理事の給与に関する事項を定めることを目的とする。

（特命理事の給与）

第 2 条 特命理事の給与は、本給、地域手当、広域異動手当、通勤手当、単身赴任生活手当、時間外労働手当、管理職員特別勤務手当及び期末特別手当とする。

（本給）

第 3 条 特命理事の本給表は、次に掲げるとおりとする。

号 給	報酬月額
5	908,000 円
4	829,000 円
3	772,000 円
2	716,000 円
1	643,000 円

- 2 特命理事の号給は、職責に応じて学長が定める。
- 3 前項の規定にかかわらず就任時にあっては、原則として 3 号給とする。
- 4 前 3 項の規定による場合に、その特命理事の任命が著しく困難になると認められるときは、前 3 項の規定にかかわらず学長は本給を決定することができる。

（地域手当）

第 4 条 地域手当は、国立大学法人富山大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）

第 11 条に規定する地域手当の支給要件に該当する場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 11 条の規定を準用する。

（広域異動手当）

第 5 条 広域異動手当は、職員給与規則第 11 条の 2 に規定する広域異動手当の支給要件に該当する場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、広域異動手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 11 条の 2 の規定を準用する。

（通勤手当）

第 6 条 通勤手当は、職員給与規則第 13 条第 1 項に規定する通勤手当の支給要件に該当

する場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 13 条の規定を準用する。

（単身赴任生活手当）

第 7 条 単身赴任生活手当は、職員給与規則第 14 条に規定する単身赴任生活手当の支給要件に該当する場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、単身赴任生活手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 14 条の規定を準用する。

（時間外労働手当）

第 8 条 時間外労働手当は、職員給与規則第 16 条に規定する時間外労働手当の支給要件に該当する場合（その勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間にある場合に限る。）に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、時間外労働手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 16 条の規定を準用する。

（管理職員特別勤務手当）

第 9 条 管理職員特別勤務手当は、職員給与規則第 21 条に規定する管理職員特別勤務手当の支給要件に該当する場合に支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 21 条の規定を準用する。

（期末特別手当）

第 10 条 期末特別手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する場合に対して支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、又は死亡した場合についても、同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し又は死亡した場合にあっては、退職し又は死亡した日現在）において当該特命理事が受けるべき本給、地域手当及び広域異動手当、本給、地域手当及び広域異動手当に 100 分の 20 を乗じて得た額、本給に 100 分の 25 を乗じて得た額の合計額を基礎として、次表（1）に定める期別支給割合及び基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次表（2）に定める在職期間別支給割合を乗じて得た額とする。

（1） 期別支給割合

支給期	支給割合
6 月期	100 分の 175
12 月期	

(2) 在職期間別支給割合

在職期間	支給割合
6 箇月	100 分の 100
5 箇月以上 6 箇月未満	100 分の 80
3 箇月以上 5 箇月未満	100 分の 60
3 箇月未満	100 分の 30

- 3 前項の規定による期末特別手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び特命理事としての職務実績を勘案し、学長が 100 分の 10 の範囲内でこれを増額し、又は減額することができる。
- 4 本学の職員又は国家公務員であった者が引き続いて特命理事となった場合、特命理事任命前の当該職員等の在職期間は第 2 項で定める在職期間に通算できる。
- 5 期末特別手当の一時差止処分その他期末特別手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則第 28 条の規定を準用する。

(月の中で就任又は退職した場合の本給)

- 第 11 条 月の初日以外の日において新たに任命された特命理事に当月分の本給を支給する場合は、本給の日額に月の初日からその者が特命理事に任命された日の前日にいたるまでの土曜日、日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給から控除する。
- 2 月の末日以外の日において退職した特命理事に退職当月分の本給を支給する場合は、本給の日額に、その者が退職した日の翌日から月の末日にいたるまでの土曜日及び日曜日以外の日の数を乗じて得た額を本給から控除する。ただし、死亡した者に対する死亡当月分の本給は、当月分の本給の全額を支給する。

(本給の日額)

- 第 12 条 前条に規定する本給の日額は、本給を当該月の土曜日及び日曜日以外の日の数で除して得た額とする。

(給与の支給日)

- 第 13 条 特命理事の給与(期末特別手当を除く。)は、毎月 17 日に支給する。ただし、17 日が日曜日に当たるときは 15 日、土曜日に当たるときは 16 日、月曜日で、かつ、休日に当たるときは、18 日に支給する。
- 2 期末特別手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日に、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日に支給する。

(給与の支払方法)

- 第 14 条 特命理事の給与は、その全額を現金で直接特命理事に支払うものとする。ただし、法令又は規定に基づき特命理事の給与から控除すべき金額がある場合には、その特

命理事に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、特命理事が給与につき自己の預貯金口座への振り込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

- 第 15 条 この規則により計算した金額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数を生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。

(雑則)

- 第 16 条 この規則に規定するもののほか、特命理事の給与（退職手当の算定時に用いる規定を含む。）に関し必要な事項は、職員給与規則の規定（特定職本給表適用の場合）を準用する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 3 月 4 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、第 10 条の規定は令和 6 年 12 月 1 日から適用する。ただし、令和 6 年 12 月に支給する期末特別手当に関する第 10 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号の表中「100 分の 175」とあるのは、「100 分の 180」とする。